

内子町斎場条例

(設置)

第1条 告別式及び遺体の火葬を行うため、斎場を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「斎場」とは、火葬施設及び告別式場その他の附属施設をいう。

(名称及び位置)

第3条 斎場の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 藤華苑

(2) 位置 内子町寺村2478番地7

(指定管理者による管理)

第4条 斎場の管理は、法人その他の団体であって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 火葬に関する業務

(2) 斎場の利用の許可に関する業務

(3) 斎場の利用料金の収受に関する業務

(4) 斎場の維持及び修繕に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、斎場の運営に関する事務のうち、町長のみの権限に属する事務を除く業務

(指定管理者の指定の期間)

第6条 指定管理者の指定の期間は、指定を受けた日から5年間とする。ただし、再指定を受けることを妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書面を添えて、当該指定について町長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要なものとして規則で定める書面

(指定管理者の指定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして、総合的に審査し、斎場の設置の目的を最も効果的に達成することができると認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 前条の事業計画書による斎場の運営が住民の平等な利用を確保するものであること。

(2) 前条の事業計画書の内容が斎場の効用を最大限に發揮させるとともに、その管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 前条の事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び

能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

(指定管理者の指定等の告示)

第9条 町長は、指定管理者の指定をしたとき及び指定を取り消したときは、遅滞なく、
その旨を告示しなければならない。

(指定管理者候補者の選定の特例)

第10条 町長は、第7条の規定による申請がなかった場合又は第8条各号のいずれにも該当するものがなかった場合においては、当該斎場の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると思量する法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 町長は、前項の規定により選定するときは、当該法人その他の団体と協議し、第7条に規定する書類の提出を求め、第8条各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

(事業報告書の作成等)

第11条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第13条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 斎場の管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 斎場の利用料金の収入実績

(3) 斎場の管理経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による斎場の管理実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(業務報告の聴取等)

第12条 町長は、斎場の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第13条 町長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町は、その賠償の責めを負わない。

(開場時間等)

第14条 斎場のうち火葬施設の申請及び利用受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、これを変更することができる。

2 告別式場の利用受付時間は、準備及び後片付けの時間を含め、午前8時30分から午後4時までとする。ただし、火葬の待合として利用する場合は、和室が利用できず、かつ、他に利用されない場合に限り、午前8時30分から午後5時までとする。

3 斎場の休場日は、1月1日及び町長の指定する日とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、臨時に開場し、又は休場することができる。

(利用の許可)

第15条 斎場を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、管理上必要と認めるときは、前項の許可を制限し、若しくは取り消し、又は必要な措置を講ずることができる。

(利用料金の納入)

第16条 前条の規定により、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、斎場の施設又は設備（以下「施設等」という。）の利用許可を受けたときに、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内で、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

2 前項に定めるもののほか、町長が特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第18条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、やむを得ない事由により又は利用者の責めによらない事由により、斎場を利用できないときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

第19条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第13条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、斎場の利用を終えたとき又は第15条第2項の規定により利用の許可を取り消されたときは、その利用した施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第20条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により、斎場の施設等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を町に賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(機密保持義務)

第21条 指定管理者又は斎場の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守し、個人情報が適正に保護されるよう配慮するとともに、斎場の管理に関し知り得た秘密を他人に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満

了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の規定による指定及びこれらに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、第7条から第10条までの規定の例により行うことができる。

附 則(平成21年9月28日条例第27号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月22日条例第3号)

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

別表(第16条関係)

1. 火葬料

区分	単位	管内住民	管外住民
遺体	12歳以上	1体	20,000円
	12歳未満	1体	10,000円
改葬骨・白骨遺体	1棺	7,000円	14,000円
死産児	1胎	5,000円	10,000円
手術体・臓器等	1棺	5,000円	10,000円
汚物		1,000円	2,000円

2. 室利用料

区分	単位	単位時間	管内住民	管外住民
告別式場	1室	1回	20,000円	40,000円
和室	1室(20畳)	1回	10,000円	20,000円

(備考)

1 この表において「管内住民」とは、次のとおりとする。

(1) 火葬を行うとき。

ア 遺体の場合は、死亡者が死亡当時、住民基本台帳(昭和42年法律第81号)第6

条の規程により、内子町の住民票に記載されていること。

イ 改葬骨の場合は、該当者が内子町内に埋葬されていること。

ウ 白骨遺体の場合は、該当者がアに規定する住民票に記載されていること。

エ 死産児の場合は、分娩者がアに規定する住民票に記載されていること。

オ 手術肢体、臓器、汚物等の場合は、該当者がアに規定する住民票に記載されてい

ること。

(2) 火葬を行わないときは、利用をする者の住所による。

2 室使用料は、火葬の待合に係るもの以外の場合の利用において適用する。